



[投資信託説明書（請求目論見書）]
使用開始日 2012年3月3日

UBSコモディティ・ファンド (UBSブルームバーグCMCI連動型)

追加型投信／海外／その他資産（商品先物）／インデックス型

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型) (以下「ファンド」といいます。) の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法 (昭和23年法第25号) 第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月2日に関東財務局長に提出しており、平成24年3月3日にその効力が生じております。
2. ファンドの受益権の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等 (外国証券には為替変動リスクもあります。) の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属します。したがってファンドは元本が保証されているものではありません。
3. 課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 岡村 進
本店の所在の場所 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 該当なし

ファンドは、商品指数連動債への投資を通じて、主としてコモディティ (商品) 市場に投資を行います。ファンドの基準価額は、主として組み入れた商品指数連動債の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また組み入れた債券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額が下落し、投資元本を割り込むことがあります。

- 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

目 次

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	3
第1 ファンドの状況	3
1 ファンドの性格	3
2 投資方針	7
3 投資リスク	16
4 手数料等及び税金	18
5 運用状況	22
第2 管理及び運営	26
1 申込（販売）手続等	26
2 換金（解約）手続等	27
3 資産管理等の概要	28
4 受益者の権利等	30
第3 ファンドの経理状況	32
1 財務諸表	35
2 ファンドの現況	46
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	47
第三部 委託会社等の情報	49
第1 委託会社等の概況	49
1 委託会社等の概況	49
2 事業の内容及び営業の概況	51
3 委託会社等の経理状況	52
4 利害関係人との取引制限	83
5 その他	83

<添付>信託約款

© UBS 2012. キーシンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSコモディティ・ファンド（UBSブルームバーグCMC I連動型）（以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。）

(2) 【国内投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下、「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

上限5,500億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）

基準価額※については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する金融商品取引業者および登録金融機関（以下「販売会社」といいます。）もしくは後記照会先までお問い合わせください。

※「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

申込手数料の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。

申込単位の詳細は、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

※収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成24年3月3日から平成24年9月4日まで

ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には買付申込の受付は行いません。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細は、委託会社のホームページをご参照下さい。
また、取扱店については販売会社にお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(9) 【払込期日】

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

- ①当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ②「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）
- ③お申込みは、原則として販売会社の営業日の午後3時までの受付を当日の受付分とします。ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日（上記のお申込みの受け付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。
- ④金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は買付申込を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消することがあります。
- ⑤振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

[照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

主としてUBSコモディティ・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建ての債券等（商品指数連動債等）に投資し、UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）※に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

※「UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）」は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社において円換算したものです。

②信託金限度額

5,500億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会が定める商品分類のうち、追加型／海外／その他資産（商品先物）／インデックス型に属します。

以下、同協会の定める商品分類および属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 (商品先物) 資産複合	インデックス型 特殊型

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とするもの
その他資産 (商品先物)	組入資産による主たる投資収益が実質的に商品先物を源泉とするもの
インデックス型	各種指数に連動する投資成果を目指すもの

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (除く日本)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年1回	日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経225
	年2回	北米			
	年4回	欧州			
	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
不動産投信	年12回	オセアニア			
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債 券))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他の指数 (UB Sブルームバーグ CMCI総合指数 (円換算ベース))
	その他 ()	アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) ファンドはファミリーファンド方式により親投資信託を通じて主として商品先物指数に価格が連動する性格を持つ債券に投資するため、前記の商品分類表における投資対象資産では、収益の源泉を「商品先物」として分類しています。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の趣旨の記載があるもの	
その他資産 (投資信託証券 (債券 その他債券))	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて主として公債または社債以外の債券に投資するもの
年1回	年1回決算するもの
グローバル (除く日本)	組入資産による投資収益が世界 (除く日本) の資産を源泉とするもの
ファミリーファンド	親投資信託 (ファンド・オブ・ファンズのみ) に投資されるものを除く。) を投資対象として投資するもの
なし (為替ヘッジ)	為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
その他の指数	連動する投資成果を目指す対象インデックス

④ファンドの特色

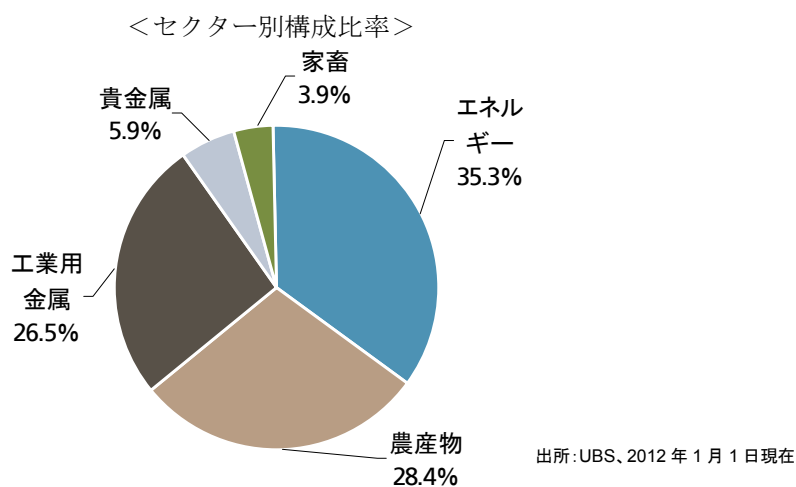
- 世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ建て債券等（商品指数連動債等）を中心に実質的に投資を行います。
- ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

UBSブルームバーグCMCI総合指数の特徴

UBSブルームバーグCMCI総合指数は、UBSとBloombergが開発した世界の複数の代表的商品先物を複数年限指数化したもので、商品市況を反映する指数です。

同指数は、独自のウェイト計算で、地域・商品において広く分散を行うとともに、限月の違う先物取引を複数用いて、頻繁に取引を行うことで、より効率のよい運用を行います。

※「CMCI」は、コンスタント・マチュリティ・コモディティ・インデックスの略です。



※四捨五入により、構成比率の合計は100%とはならない場合があります。

Constant Maturity Commodity Index Family（コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」）

CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBS銀行（UBS AG）またはその関係会社（以下、「UBS」という）およびBloombergに帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。CMCIはUBSが情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）－【ベンチマーク】

ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社において円換算したものです。

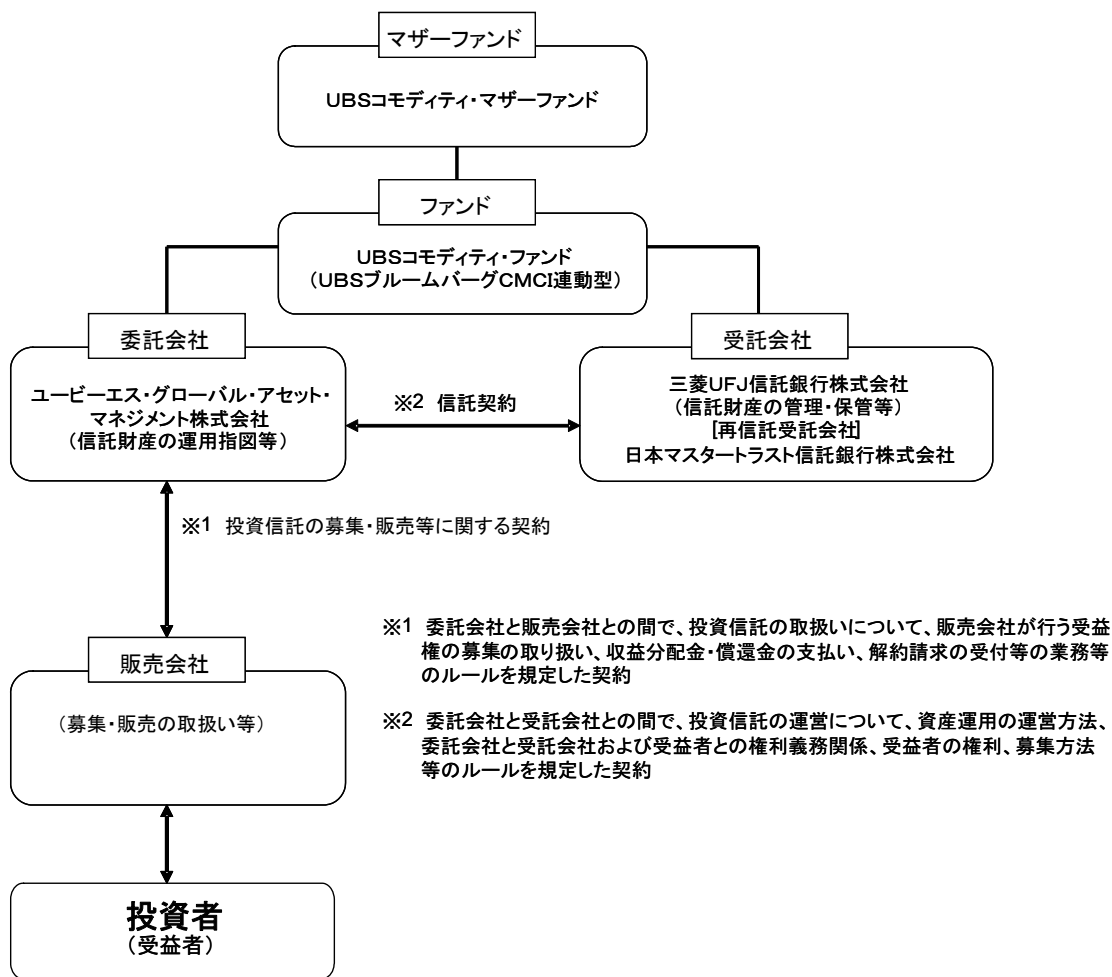
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

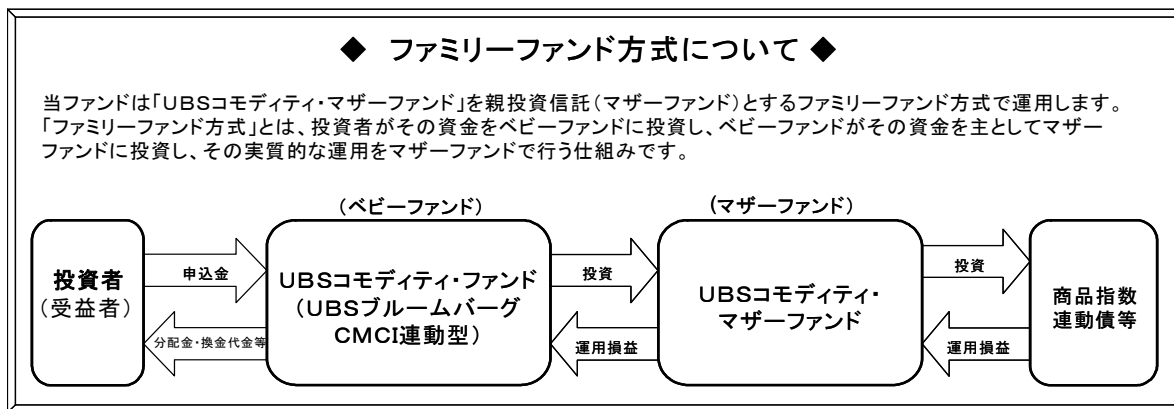
平成21年8月18日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンド運営の仕組み



■ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



②委託会社の概況（平成23年12月末日現在）

1) 資本金
22億円

2) 沿革

平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立

平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更

平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に
商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

UBS コモディティ・マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMC I 総合指数に価格が連動するユーロ円建ての債券等（商品指数連動債等）に投資し、UBSブルームバーグCMC I 総合指数（円換算ベース）に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

<投資態度>

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として主として世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMC I 総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。
 - ② UBSブルームバーグCMC I 総合指数（円換算ベース）をベンチマークとします。
 - ③ 投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMC I 総合指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。
 - ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ⑤ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
 - ⑥ マザーファンド受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。
 - ⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 「UBSブルームバーグCMC I 総合指数（円換算ベース）」は、UBSブルームバーグCMC I 総合指数を委託会社において円換算したものです。

(2) 【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

(1) 特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権

利のうち、次に掲げる権利

- (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニ及び第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

4. 金銭債権

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「UBSコモディティ・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの
なお、1の証券、8ならびに13の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび10に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、9および10の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

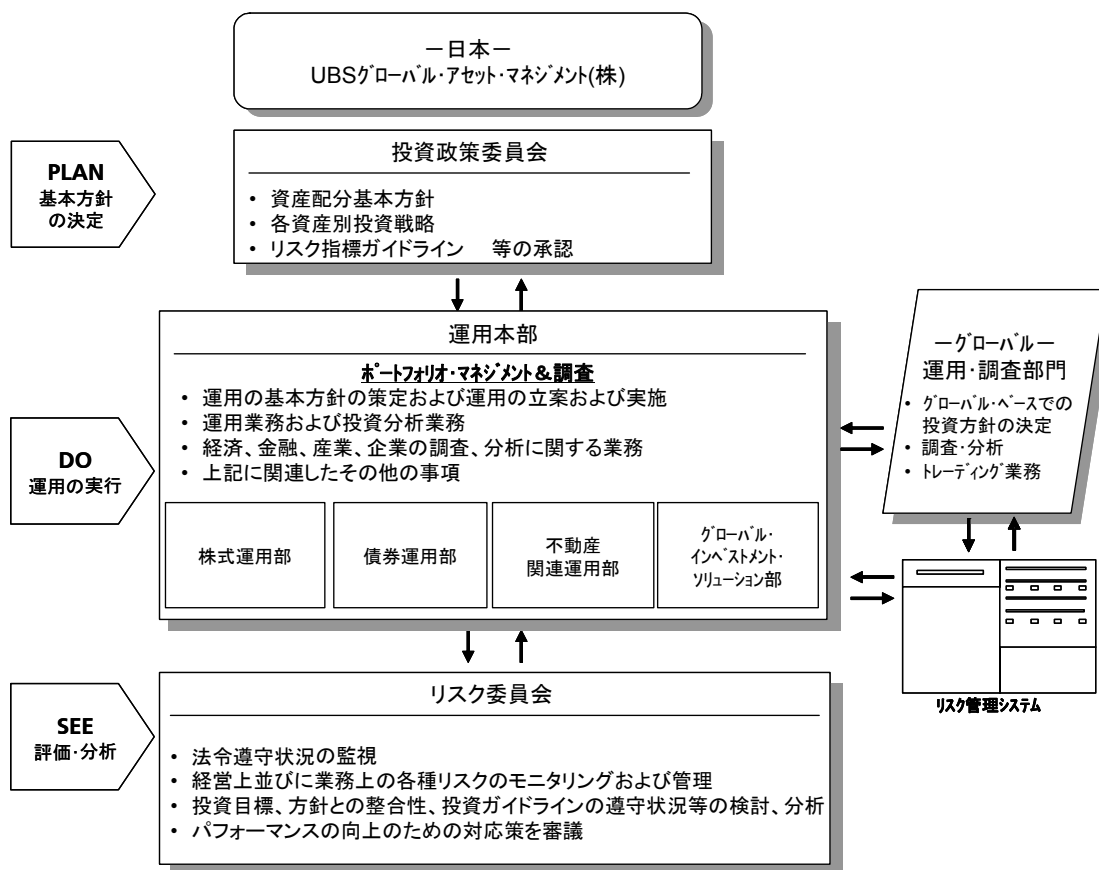
[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、有価証券の貸付、為替予約取引、資金の借入等の指図を行うことができます。

(3) 【運用体制】



※上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成23年12月末日現在)

<運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

<内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関および GIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を経営委員会直属として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リーガル&コンプライアンス部、運用本部、機関投資家営業本部、投信営業本部、商品本部、管理本部、経理部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかつた利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されません。

(5) 【投資制限】

[信託約款による投資制限]

- ① 株式への実質投資割合は、転換社債等の転換あるいは行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債等への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ その他の投資制限

(先物取引等の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(スワップ取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

(金利先渡取引および為替先渡取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

上記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（外国為替予約の指図）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（資金の借入の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

[法令による投資制限]

① 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託会社指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

② デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

<UBSコモディティ・マザーファンドの概要>

[投資方針]

- ① 世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。
- ② UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）※をベンチマークとします。
- ③ 投資成果をベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
- ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
※ 「UBSブルームバーグCMCI総合指数（円換算ベース）」は、CMCI総合指数を委託会社において円換算したものです。

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産および特定資産以外の資産とします。

(1) 特定資産

1. 有価証券
 2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニ及び第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
 3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
 4. 金銭債権
- #### (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. コマーシャル・ペーパー
 8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1から11の証券または証書の性質を有するもの
 9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 18. 外国の者に対する権利で21の有価証券の性質を有するもの
- なお、1の証券または証書、8ならびに13の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および8ならびに13の証券または証書のうち2から6までの性質を有するものおよび10に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、9および10の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引、有価証券の貸付、外国為替予

約の指図を行うことができます。

[信託約款による投資制限]

- ① 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合には、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑥ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑦ その他の投資制限

(先物取引等の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(スワップ取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引等（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。

(金利先渡取引および為替先渡取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(有価証券の貸付の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

(外国為替予約の指図)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

3 【投資リスク】

当ファンドはマザーファンドが投資を行う商品指数連動債への投資を通じて世界のコモディティ（商品）市場に投資を行います。したがって、ファンドの基準価額は、コモディティ（商品）先物市場の相場変動等の影響により下落し、損失を被ることがあります。また実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象の通貨と日本円との間の為替変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) コモディティ（商品）市場の変動リスク

「UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数」の騰落率に価格が連動する仕組債を高位に組み入れた場合には、コモディティ（商品）市場の変動の影響を大きく受けます。

(2) 商品指数連動債に関するリスク

商品指数連動債*の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するよう調整されるため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、当ファンドの基準価額も下落します。

また、当該債券の発行体に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合には、当該債券価格は大きく下落したり、利払いが滞ったり、売却が困難となる場合もあります。

※ 債券の発行は、UBS AG ロンドン支店が行います。ただし、将来AA以上もしくは同等の格付けを有する発行体の債券に投資する場合があります。

(3) 為替変動リスク

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合（商品指数連動債を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。）には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることとなります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(4) その他の留意点

- ・ 買付または換金の申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・ 投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受付を制限する場合があります。
- ・ ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・ 分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われなかったり、また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
4. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

換金手数料はありません。

② 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.8925% (0.85%)	0.5250% (0.50%)	0.3150% (0.30%)	0.0525% (0.05%)

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下①および②の費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

① 売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

② 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

③ その他、以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 信託財産に係る監査費用
2. 受益権の管理事務に関連する費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書の作成、印刷および届出に係る費用
5. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
7. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1から7の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1から7の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

※ 上記(4)その他の手数料等は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額

および計算方法を表示する事ができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計についても、保有期間等により異なりますので事前に表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、下記の表の期間に応じた税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

期間	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147% ^(注) および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315% ^(注) および地方税5%）

(注) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

<損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

[買取請求時]

買取請求につきましては、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、下記の表の期間に応じた税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

期間	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税7%）
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147% ^(注) ）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315% ^(注) ）

(注) 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

■ 税金、買取請求の内容などについて、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

■ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

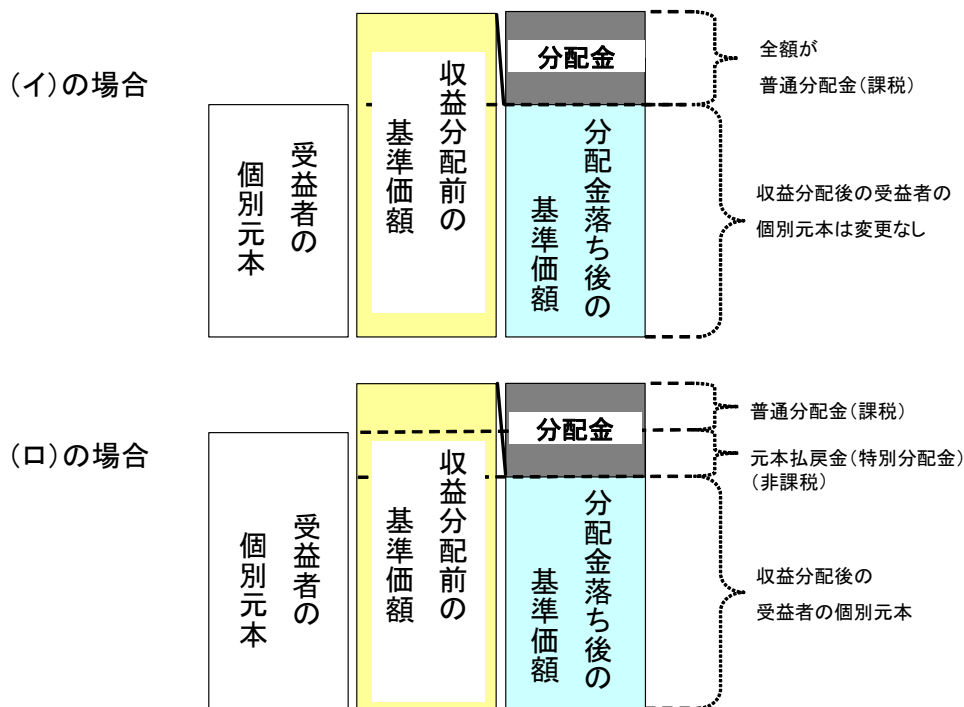
■ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受け取る際、

- (イ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 3.15% (税抜3.00%) 以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を販売会社が定める方法により支払うものとします。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用									
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に 年率0.8925% (税抜年率0.85%) を乗じて得た額とします。									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="3">内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)</th> </tr> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.8925% (0.85%)</td> <td>0.5250% (0.50%)</td> <td>0.3150% (0.30%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>	合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)			委託会社	販売会社	受託会社	0.8925% (0.85%)	0.5250% (0.50%)
合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)										
	委託会社	販売会社	受託会社								
0.8925% (0.85%)	0.5250% (0.50%)	0.3150% (0.30%)	0.0525% (0.05%)								
	その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報酬および法定手続き(書類の作成、印刷、交付等)に関する費用など(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)を間接的にご負担いただく場合があります。 ※原則として、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、外国での資産の保管費用などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。 									

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

[税金]

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

※ 上記は平成23年12月末現在のものです。平成25年1月1日以降は10.147%となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※ 法人の場合は上記と異なります。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型)

(2011年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	6,638,980	99.43
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	37,485	0.56
合計 (純資産総額)	—	6,676,465	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) UBS コモディティ・マザーファンド

(2011年12月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
社債券	イギリス	1,409,442,100	108.37
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	△108,926,005	△8.37
合計 (純資産総額)	—	1,300,516,095	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 投資有価証券の主要銘柄

UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型)

(2011年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	UBS コモディティ・ マザーファンド	10,256,420	0.6688	6,860,382	0.6473	6,638,980	99.43

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率 (2011年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.43
合計	99.43

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。(2011年12月30日現在)

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。(2011年12月30日現在)

(参考) UBS コモディティ・マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

主要銘柄の明細 (2011年12月30日現在)

国/地域	種類	銘柄	数量	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI USD TOTAL R	1,441,000,000	100.76	1,452,012,080	97.81	1,409,442,100	0	2012年 10月24日	108.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率 (2011年12月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
社債券	108.37
合計	108.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。(2011年12月30日現在)

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。(2011年12月30日現在)

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2011年12月30日現在および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1期計算期間末 (2009年12月7日)	237,108	237,108	1.0343	1.0343
第2期計算期間末 (2010年12月6日)	925,281	925,281	1.0632	1.0632
第3期計算期間末 (2011年12月5日)	6,881,909	6,881,909	0.9883	0.9883
2010年12月末日	959,410	—	1.1008	—
2011年1月末日	962,522	—	1.1344	—
2011年2月末日	5,219,754	—	1.1657	—
2011年3月末日	5,690,188	—	1.1834	—
2011年4月末日	8,246,403	—	1.2061	—
2011年5月末日	7,898,384	—	1.1393	—
2011年6月末日	7,796,757	—	1.1208	—
2011年7月末日	7,838,298	—	1.1191	—
2011年8月末日	7,476,776	—	1.0834	—
2011年9月末日	7,072,472	—	0.9590	—
2011年10月末日	7,318,802	—	0.9901	—
2011年11月末日	6,743,742	—	0.9686	—
2011年12月30日	6,676,465	—	0.9561	—

②【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金 (円)
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000
第3期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

期 間	収益率 (%)
第1期計算期間	3.4
第2期計算期間	2.8
第3期計算期間	△7.0

(注) 「収益率」とは計算期間末の基準価額（当該計算期間中の分配金額を加算した額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前計算期間末基準価額」）を控除した額を前計算期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数	解約口数
第1期計算期間	229,244	—
第2期計算期間	641,075	—
第3期計算期間	8,042,147	1,948,861

(注1) 第1期計算期間の設定口数には、当初自己設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 >

基準価額・純資産の推移 (2011年12月30日現在)



※基準価額(分配金再投資)は運用管理費用(信託報酬)控除後で、税引前分配金を再投資したものととして算出。

分配の推移 (1万口当たり、税引前)

2009年12月	0円
2010年12月	0円
2011年12月	0円
設定来累計	0円

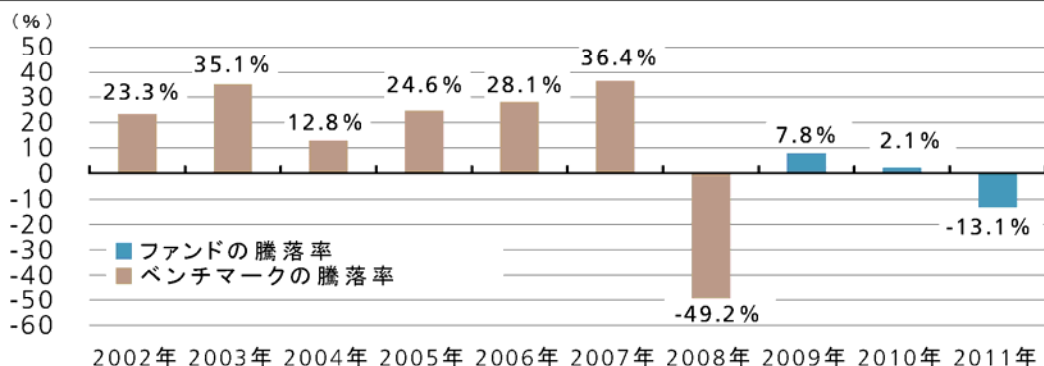
主要な資産の状況 (2011年12月30日現在)

< 主要銘柄 >

国名 または地域	種類	銘柄名	償還日	投資比率
イギリス	社債券	UBS BLOOMBERG CMCI USD TOTAL R	2012/10/24	108.37%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
 ※ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを99.43%組入れております。

年間収益率の推移 (2011年12月30日現在)



※税引前分配金を再投資したものととして算出。
 ※2009年については、当初設定日(2009年8月18日)から年末までの騰落率。
 ※2008年以前は、ベンチマークの騰落率を表示。
 ※ベンチマークの騰落率は、UBSブルームバーグCMCI総合指数を委託会社が円換算し算出。

ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（申込の受付）

- ・原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、買付申込が行なわれ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。
- ・「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定）を締結していただきます。

※ 買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

（申込単位）

- ・販売会社が独自に定める単位とします。
収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

（申込価額）

- ・買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（当初元本1口＝1円）

（申込手数料）

- ・買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.15%（税抜3.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（申込代金のお支払い）

- ・販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（申込受付の中止等）

- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取消することがあります。
- ・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付申込の受付を制限する場合があります。

（申込不可日）

- ・お申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、買付申込は受け付けません。

2【換金（解約）手続等】

（換金の受付）

- ・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、換金申込が行なわれ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（換金単位）

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。

（解約の価額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
※ 換金時の費用や税金についての詳細は「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。
※ 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（信託財産留保額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

（換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

（換金申込受付の中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは換金のお申込の受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込を取消することがあります。
- ・ 前記のご換金のお申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金のお申込を撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込を撤回しない場合には、当該受益権のご換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金のお申込を受付けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

- ・ お申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、換金申込は受けません。
- ・ 海外市場の休業日の詳細については、前記「1 申込（販売）手続等（申込不可日）」をご覧ください。

※換金（解約）の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(基準価額の算定)

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当初信託設定日から平成26年12月5日までとします。

後記「(5)その他[信託の終了]」による場合はこの限りではありません。

(4) 【計算期間】

原則として毎年12月6日から翌年12月5日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約によりファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記c.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 前記c.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記

録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、b. から d. までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- ・ 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年12月）に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- ・ 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託会社指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ・ 委託会社は、前記 a. の変更事項（前記 a. の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ・ 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ・ 前記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ・ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ・ 前記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした

場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- g. 前記 a. から e. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とし）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して6営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

(5) 信託約款の解約または重大な約款変更に対抗し受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重大な変更が行なわれる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求の内容及び買取請求の手續に関する事項

は、前述の「[信託の終了](信託契約の解約) b.」または「[信託約款の変更] b.」に規定する書面に付記します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成23年7月8日付内閣府令第33号により改正されておりますが、第2期計算期間(平成21年12月8日から平成22年12月6日まで)については改正前の、第3期計算期間(平成22年12月7日から平成23年12月5日まで)については内閣府令第33号附則第2条により改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成21年12月8日から平成22年12月6日まで)および第3期計算期間(平成22年12月7日から平成23年12月5日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 23 年 1 月 28 日


ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

湯原 尚 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型) の平成 21 年 12 月 8 日から平成 22 年 12 月 6 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型) の平成 22 年 12 月 6 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 24 年 1 月 20 日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 久 一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

湯原 尚 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型) の平成 22 年 12 月 7 日から平成 23 年 12 月 5 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型) の平成 23 年 12 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 【財務諸表】

UBSコモディティ・ファンド (UBSブルームバーグCMC I連動型)

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成22年12月 6日現在	当期 平成23年12月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,220	126,082
親投資信託受益証券	924,665	6,790,382
流動資産合計	928,885	6,916,464
資産合計	928,885	6,916,464
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	195	1,941
未払委託者報酬	3,345	31,190
その他未払費用	64	1,424
流動負債合計	3,604	34,555
負債合計	3,604	34,555
純資産の部		
元本等		
元本	870,319	6,963,605
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	54,962	△81,696
(分配準備積立金)	46,451	32,452
元本等合計	925,281	6,881,909
純資産合計	925,281	6,881,909
負債純資産合計	928,885	6,916,464

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期	当期
	自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
	金額	金額
営業収益		
有価証券売買等損益	41,097	△1,264,283
営業収益合計	41,097	△1,264,283
営業費用		
受託者報酬	301	3,075
委託者報酬	5,356	49,537
その他費用	66	2,493
営業費用合計	5,723	55,105
営業利益又は営業損失(△)	35,374	△1,319,388
経常利益又は経常損失(△)	35,374	△1,319,388
当期純利益又は当期純損失(△)	35,374	△1,319,388
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 又は一部解約に伴う当期純損失金額の分 配額(△)	—	△127,252
期首剰余金又は期首欠損金(△)	7,864	54,962
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,724	1,352,972
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	11,724	1,352,972
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	297,494
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	—	297,494
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金(△)	54,962	△81,696

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期	当期
	自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。時価評価 にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて 評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	(1) 計算期間末日の取扱い 平成21年12月5日が休日のた め、前計算期間末日を平成21 年12月7日としており、また平 成22年12月5日が休日のため、 当計算期間末日を平成22年12 月6日としております。このた め当計算期間は364日となっ ております。 (2) 金融商品の時価に関する補 足情報 金融商品の時価には、市場価 格に基づく価額のほか、市場 価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれてお ります。当該価額の算定にお いては一定の前提条件等を採 用しているため、異なる前提 条件等によった場合、当該価 額が異なることもあります。	(1) 計算期間末日の取扱い 平成22年12月5日が休日のた め、前計算期間末日を平成22 年12月6日としております。こ のため当計算期間は364日とな っております。 (2) 金融商品の時価に関する補 足情報 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期	当期
	平成22年12月 6日現在	平成23年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益 権の総数	870,319口	6,963,605口
2. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は81,696円です。
3. 計算期間末日における1口 当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0632円 (10,632円)	0.9883円 (9,883円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	当期 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(10円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(35,364円)、信託約款に規定される収益調整金(30,974円)、および分配準備積立金(11,077円)より分配対象収益は77,425円(1万口当たり889円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>	<p>分配金の計算過程</p> <p>計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(0円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(593,354円)、および分配準備積立金(32,452円)より分配対象収益は625,806円(1万口当たり898円)であります。分配を行っておりません。</p> <p>なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。</p>

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	当期 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等であります。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的	同左

	<p>に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	
--	--	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成22年12月 6日現在	当期 平成23年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 平成22年12月 6日現在	当期 平成23年12月 5日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	41,097	△1,142,052
合計	41,097	△1,142,052

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (平成22年12月 6日現在)

該当事項はありません。

当期 (平成23年12月 5日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	当期 自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
	元本の推移	
期首元本額	229,244円	870,319円
期中追加設定元本額	641,075円	8,042,147円
期中一部解約元本額	－円	1,948,861円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	UBS コモディティ・マザーファンド	10,151,566	6,790,382	
合計		10,151,566	6,790,382	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「UBSコモディティ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「UBSコモディティ・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

UBSコモディティ・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	平成22年12月 6日現在	平成23年12月 5日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	7,055	7,592
コール・ローン	10,933,225	23,524,919
社債券	1,126,752,000	1,435,778,400
未収利息	14	32
流動資産合計	1,137,692,294	1,459,310,943
資産合計	1,137,692,294	1,459,310,943
負債の部		
流動負債		
未払解約金	10,000,000	13,000,000
流動負債合計	10,000,000	13,000,000
負債合計	10,000,000	13,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	1,580,003,937	2,162,319,689
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	△452,311,643	△716,008,746
元本等合計	1,127,692,294	1,446,310,943
純資産合計	1,127,692,294	1,446,310,943
負債純資産合計	1,137,692,294	1,459,310,943

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	社債券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価に関する補足情報 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成22年12月 6日現在	平成23年12月 5日現在
1. 計算期間末日における受益権の総数	1, 580, 003, 937口	2, 162, 319, 689口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は452, 311, 643円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は716, 008, 746円であります。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0. 7137円 (7, 137円)	0. 6689円 (6, 689円)

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に	同左

	基づき運用を行っております。	
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。</p> <p>管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。</p> <p>また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場リスク <p>ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用リスク、流動性リスク <p>運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。</p> <p>また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。</p>	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	平成22年12月 6日現在	平成23年12月 5日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額	同左

	はありません。	
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	平成22年12月 6日現在	平成23年12月 5日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	59,752,000	14,778,400
合計	59,752,000	14,778,400

(デリバティブ取引等に関する注記)

平成22年12月 6日現在
該当事項はありません。

平成23年12月 5日現在
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託会社の親会社	発行社債の購入にかかる受渡代金 発行社債の売却にかかる受渡代金	1,067,000,000円 1,538,388,460円	社債券	1,126,752,000円

自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日

関連当事者の名称	当ファンドと当該関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	当期末残高
UBS AG London Branch	当ファンドの運用の指図を行う投資信託	発行社債の購入にかかる受渡代金	3,283,846,335円	社債券	1,435,778,400円

	委託会社の親会社	発行社債の売却にかかる受渡代金	2,751,538,560円		
--	----------	-----------------	----------------	--	--

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針

当該債券への投資は、目論見書記載の投資方針の通り、債券価格と当ファンドが連動を目指す指数との連動性に鑑み、UBS AGが発行するユーロ円債に対して行なっております。

なおUBS AGは、信用力や同種債券の発行実績等の条件を総合的に勘案して選定した発行体であります。

2. 取引条件の変更及び当該変更が財務諸表に与えている影響

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自 平成21年12月 8日 至 平成22年12月 6日	自 平成22年12月 7日 至 平成23年12月 5日
1. 元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,334,551,294円	1,580,003,937円
期中追加設定元本額	228,369,393円	2,309,858,829円
期中一部解約元本額	982,916,750円	1,727,543,077円
2. 計算期間末日における元本の内訳		
グローバル・アンブレラ UBS コモディティ	1,578,708,343円	2,152,168,123円
UBSコモディティ・ファンド (UBSブルームバーグCMCI連動型)	1,295,594円	10,151,566円
合計	1,580,003,937円	2,162,319,689円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	日本円	UBS Bloomberg Constant Maturity Commodity Index USD Total Return	1,421,000,000	1,435,778,400	
		小計		1,435,778,400	
		合計		1,435,778,400	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年12月30日現在）

UBSコモディティ・ファンド（UBSブルームバーグCMC I連動型）

I 資産総額	6,680,718 円
II 負債総額	4,253 円
III 純資産総額（I－II）	6,676,465 円
IV 発行済口数	6,982,862 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9561 円

（参考）UBSコモディティ・マザーファンド

I 資産総額	1,437,997,775 円
II 負債総額	137,481,680 円
III 純資産総額（I－II）	1,300,516,095 円
IV 発行済口数	2,009,068,347 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.6473 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当ありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成23年12月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

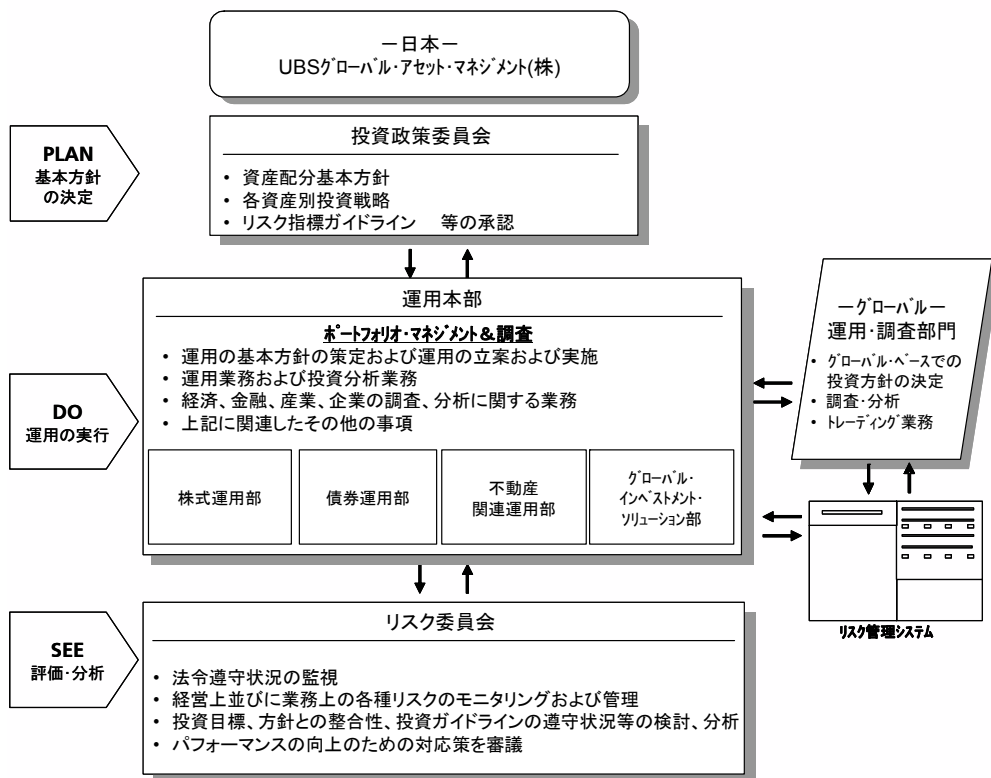
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



(平成23年12月末日現在)

※上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。委託会社の運用する証券投資信託は平成23年12月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	2	10,605
追加型株式投資信託	76	936,113
合計	78	946,718

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成 21 年 3 月 24 日付内閣府令第 5 号により作成されておりますが、第 15 期事業年度（前事業年度）は、内閣府令第 5 号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第 16 期事業年度（当事業年度）は、内閣府令第 5 号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、前事業年度（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）及び当事業年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

上野 佐和子



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 志保



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書


平成23年6月30日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

上野 佐和子 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 志保 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第15期 (平成22年3月31日)		第16期 (平成23年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	科目	注記 番号			
	(資産の部)				
	流動資産				
	現金及び預金	*1	3,380,053		3,501,780
	未収入金	*1	30,126		146,056
	未収委託者報酬		2,174,170		1,775,081
	未収運用受託報酬	*1	485,009		336,934
	その他未収収益	*1	269,347		543,280
	繰延税金資産		69,900		138,400
	その他		68,837		29,500
	流動資産計		6,477,444		6,471,034
	固定資産				
	投資その他の資産		565,800		621,100
	繰延税金資産		520,800	576,100	
	ゴルフ会員権		45,000	45,000	
	固定資産計		565,800		621,100
	資産合計		7,043,244		7,092,134

期 別		第15期 (平成22年3月31日)		第16期 (平成23年3月31日)			
		科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
(負 債 の 部)							
流 動 負 債							
	預 り 金	*1			278,848		88,427
	未 払 金	*1			12,677		-
	未 払 費 用	*1			1,759,494		1,725,001
	未 払 消 費 税				14,357		35,098
	未 払 法 人 税 等				471,175		683,561
	賞 与 引 当 金				-		137,694
	そ の 他				5,500		1,085
	流 動 負 債 計				2,542,052		2,670,868
固 定 負 債							
	退 職 給 付 引 当 金				204,377		226,539
	固 定 負 債 計				204,377		226,539
負 債 合 計					2,746,429		2,897,407
(純 資 産 の 部)							
株 主 資 本							
	資 本 金				2,200,000		2,200,000
	利 益 剰 余 金				2,096,814		1,994,727
	利 益 準 備 金			550,000		550,000	
	そ の 他 利 益 剰 余 金			1,546,814		1,444,727	
	繰 越 利 益 剰 余 金			1,546,814		1,444,727	
純 資 産 合 計					4,296,814		4,194,727
負 債 ・ 純 資 産 合 計					7,043,244		7,092,134

(2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	第15期 〔自平成21年4月1日〕 〔至平成22年3月31日〕		第16期 〔自平成22年4月1日〕 〔至平成23年3月31日〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬		9,302,136		9,217,542	
運用受託報酬	*1	2,049,201		1,781,675	
その他営業収益	*1	871,518		1,903,468	
営業収益計			12,222,856		12,902,686
営業費用					
支払手数料			4,535,303		4,505,445
広告宣伝費			146,779		169,891
調査費			71,113		76,555
営業雑経費			45,809		61,581
通信費		4,598		5,236	
印刷費		2,623		2,899	
協会費		18,749		18,598	
その他	*1	19,838		34,845	
営業費用計			4,799,006		4,813,473
一般管理費					
給料			2,093,349		2,809,103
役員報酬		130,672		270,801	
給料・手当	*1	1,431,693		1,618,194	
賞与	*1	530,984		920,107	
交際費			19,539		42,685
旅費交通費			41,567		73,588
租税公課			32,801		40,230
不動産賃借料			247,514		279,923
退職給付費用			200,576		196,591
事務委託費	*1		1,980,928		2,040,221
諸経費			52,699		51,240
一般管理費計			4,668,977		5,533,585
営業利益			2,754,872		2,555,626
営業外収益					
受取利息		756		798	
為替差益		-		24,194	
雑収入		-		2,141	
営業外収益計			756		27,135
営業外費用					
為替差損		5,406		-	
営業外費用計			5,406		-
経常利益			2,750,222		2,582,762
税引前当期純利益			2,750,222		2,582,762
法人税、住民税及び事業税			1,180,589		1,264,249
法人税等調整額			23,400		△ 123,800
当期純利益			1,546,232		1,442,312

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

株 主 資 本		第15期	第16期
		自平成21年4月1日 至平成22年3月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
資 本 金	前 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	2,200,000	2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	前 期 末 残 高	550,000	550,000
	当 期 変 動 額	—	—
	当 期 末 残 高	550,000	550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前 期 末 残 高	2,022,341	1,546,814
	当 期 変 動 額	△ 2,021,760	△ 1,544,400
	剰余金の配当 当期純利益	1,546,232	1,442,312
	当 期 末 残 高	1,546,814	1,444,727
利 益 剰 余 金 合 計	前 期 末 残 高	2,572,341	2,096,814
	当 期 変 動 額	△ 475,527	△ 102,087
	当 期 末 残 高	2,096,814	1,994,727
株 主 資 本 合 計	前 期 末 残 高	4,772,341	4,296,814
	当 期 変 動 額	△ 475,527	△ 102,087
	当 期 末 残 高	4,296,814	4,194,727
純 資 産 合 計	前 期 末 残 高	4,772,341	4,296,814
	当 期 変 動 額	△ 475,527	△ 102,087
	当 期 末 残 高	4,296,814	4,194,727

重要な会計方針

期 別 科 目	第 15 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)	第 16 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
1 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p>退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p> <p>退職給付債務のうち、役員分は 6,193 千円であります。</p>	<p>(1) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。</p> <p>退職給付債務のうち、役員分は 6,411 千円であります。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の処理方法</p> <p>同左</p>

会計方針の変更

第 15 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)	第 16 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
<p>「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その 3)(企業会計基準第 19 号 平成 20 年 7 月 31 日)に伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。なお、同会計基準の適用に伴う退職給付債務の変動はないため、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>	<p>業績に連動して役員及び従業員に支給する賞与について、従来は支給時に費用処理しておりましたが、過年度の支給実績等から将来支給額の合理的な見積もりが可能となり、賞与引当金の計上要件を満たすこととなったため、当事業年度より賞与引当金を計上しております。これにより、営業利益、経常利益及び税引前純利益はそれぞれ 137,694 千円減少しております。</p>

追加情報

第 15 期 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)	第 16 期 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
<p>1. 金融商品の時価開示</p> <p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号平成 20 年 3 月 10 日) 及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 平成 20 年 3 月 10 日) を適用しております。</p>	<p>1. 退職給付制度間の移行等に関する会計処理</p> <p>当社は従来、確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けておりましたが、確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号)に基づき、平成 23 年 1 月 1 日付で適格退職年金制度を規約型確定給付企業年金制度へ移行いたしました。</p> <p>この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第 1 号)を適用しておりますが、当会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>また、平成 23 年 1 月 1 日付で確定拠出年金制度を新設いたしました。</p>

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第 15 期 (平成 22 年 3 月 31 日)	第 16 期 (平成 23 年 3 月 31 日)																								
<p>*1 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">221, 451 千円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">253 千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">3, 242 千円</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td style="text-align: right;">52, 054 千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td style="text-align: right;">143 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">57, 361 千円</td> </tr> <tr> <td>預り金</td> <td style="text-align: right;">64, 031 千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	221, 451 千円	未収入金	253 千円	未収運用受託報酬	3, 242 千円	その他未収収益	52, 054 千円	未払金	143 千円	未払費用	57, 361 千円	預り金	64, 031 千円	<p>*1 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">514, 565 千円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td style="text-align: right;">12, 057 千円</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">3, 932 千円</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td style="text-align: right;">153, 365 千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">47, 495 千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	514, 565 千円	未収入金	12, 057 千円	未収運用受託報酬	3, 932 千円	その他未収収益	153, 365 千円	未払費用	47, 495 千円
現金及び預金	221, 451 千円																								
未収入金	253 千円																								
未収運用受託報酬	3, 242 千円																								
その他未収収益	52, 054 千円																								
未払金	143 千円																								
未払費用	57, 361 千円																								
預り金	64, 031 千円																								
現金及び預金	514, 565 千円																								
未収入金	12, 057 千円																								
未収運用受託報酬	3, 932 千円																								
その他未収収益	153, 365 千円																								
未払費用	47, 495 千円																								

(損益計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																								
<p>*1 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">3,934千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">26,002千円</td> </tr> <tr> <td>事務委託費</td> <td style="text-align: right;">60,681千円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">109,604千円</td> </tr> <tr> <td>賞 与</td> <td style="text-align: right;">8,870千円</td> </tr> <tr> <td>営業雑経費 その他</td> <td style="text-align: right;">14,591千円</td> </tr> </table>	運用受託報酬	3,934千円	その他営業収益	26,002千円	事務委託費	60,681千円	給料・手当	109,604千円	賞 与	8,870千円	営業雑経費 その他	14,591千円	<p>*1 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。</p> <p>その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">運用受託報酬</td> <td style="text-align: right;">9,428千円</td> </tr> <tr> <td>その他営業収益</td> <td style="text-align: right;">334,026千円</td> </tr> <tr> <td>事務委託費</td> <td style="text-align: right;">171,540千円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">79,276千円</td> </tr> <tr> <td>賞 与</td> <td style="text-align: right;">19,787千円</td> </tr> <tr> <td>営業雑経費 その他</td> <td style="text-align: right;">10,124千円</td> </tr> </table>	運用受託報酬	9,428千円	その他営業収益	334,026千円	事務委託費	171,540千円	給料・手当	79,276千円	賞 与	19,787千円	営業雑経費 その他	10,124千円
運用受託報酬	3,934千円																								
その他営業収益	26,002千円																								
事務委託費	60,681千円																								
給料・手当	109,604千円																								
賞 与	8,870千円																								
営業雑経費 その他	14,591千円																								
運用受託報酬	9,428千円																								
その他営業収益	334,026千円																								
事務委託費	171,540千円																								
給料・手当	79,276千円																								
賞 与	19,787千円																								
営業雑経費 その他	10,124千円																								

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月18日 定時株主総会	普通株式	2,021,760	93,600	平成21年3月31日	平成21年6月19日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第15期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	第15期定時 株主総会の翌日

第16期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,544,400	71,500	平成22年3月31日	平成22年6月29日

(2) 基準日が当会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌会計年度となるもの
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第16期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 現在、金融機関及びその他からの借入はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。 未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 同左</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)				第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																							
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。				平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。																																							
(単位:千円)				(単位:千円)																																							
	貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額																																				
現金及び預金	3,380,053	3,380,053	-	現金及び預金	3,501,780	3,501,780	-																																				
未収委託者報酬	2,174,170	2,174,170	-	未収委託者報酬	1,775,081	1,775,081	-																																				
未収運用受託報酬	485,009	485,009	-	未収運用受託報酬	336,934	336,934	-																																				
その他未収収益	269,347	269,347	-	その他未収収益	543,280	543,280	-																																				
資産計	6,308,580	6,308,580	-	資産計	6,157,075	6,157,075	-																																				
未払費用	1,759,494	1,759,494	-	未払費用	1,725,001	1,725,001	-																																				
未払法人税等	471,175	471,175	-	未払法人税等	683,561	683,561	-																																				
負債計	2,230,669	2,230,669	-	負債計	2,408,562	2,408,562	-																																				
<p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。</p>				<p>(注) 1. 金融商品の時価の算定方法</p> <p>これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。</p>																																							
<p>(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>3,380,053</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>2,174,170</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>485,009</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td>269,347</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,308,580</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					1年以内	1年超	現金及び預金	3,380,053	-	未収委託者報酬	2,174,170	-	未収運用受託報酬	485,009	-	その他未収収益	269,347	-	合計	6,308,580	-	<p>(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額</p> <p style="text-align: right;">(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>3,501,780</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収委託者報酬</td> <td>1,775,081</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td> <td>336,934</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他未収収益</td> <td>543,280</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,157,075</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>					1年以内	1年超	現金及び預金	3,501,780	-	未収委託者報酬	1,775,081	-	未収運用受託報酬	336,934	-	その他未収収益	543,280	-	合計	6,157,075	-
	1年以内	1年超																																									
現金及び預金	3,380,053	-																																									
未収委託者報酬	2,174,170	-																																									
未収運用受託報酬	485,009	-																																									
その他未収収益	269,347	-																																									
合計	6,308,580	-																																									
	1年以内	1年超																																									
現金及び預金	3,501,780	-																																									
未収委託者報酬	1,775,081	-																																									
未収運用受託報酬	336,934	-																																									
その他未収収益	543,280	-																																									
合計	6,157,075	-																																									

(セグメント情報)

第16期

(自 平成22年4月1日

至 平成23年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
1,630,090 千円	1,369,297 千円	685,755 千円	3,685,144 千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 9,217,542 千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	2,055,053 千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、UBS AG (本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ) を中心に、世界の主要な金融センターを含む 50 カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(退職給付関係)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																
<p>1. 採用している制度の概要</p> <p>当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。</p>	<p>1. 採用している制度の概要</p> <p>当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>当社の確定給付企業年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。</p>																																
<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成22年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">641,851 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>437,743 千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">204,377 千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	641,851 千円	(2) 年金資産	<u>437,743 千円</u>	(3) 退職給付引当金	204,377 千円	<p>2. 退職給付債務に関する事項（平成23年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">763,195 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>536,656 千円</u></td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">226,539 千円</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	763,195 千円	(2) 年金資産	<u>536,656 千円</u>	(3) 退職給付引当金	226,539 千円																				
(1) 退職給付債務	641,851 千円																																
(2) 年金資産	<u>437,743 千円</u>																																
(3) 退職給付引当金	204,377 千円																																
(1) 退職給付債務	763,195 千円																																
(2) 年金資産	<u>536,656 千円</u>																																
(3) 退職給付引当金	226,539 千円																																
<p>3. 退職給付費用に関する事項（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">118,345 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,065 千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△2,054 千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;"><u>12,940 千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">137,297 千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 特別退職金</td> <td style="text-align: right;"><u>63,279 千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">200,576 千円</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	118,345 千円	(2) 利息費用	8,065 千円	(3) 期待運用収益	△2,054 千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940 千円</u>	退職給付費用	137,297 千円	(5) 特別退職金	<u>63,279 千円</u>	合計	200,576 千円	<p>3. 退職給付費用に関する事項（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 勤務費用</td> <td style="text-align: right;">136,961 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">8,408 千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">△2,537 千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,599 千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;"><u>40,425 千円</u></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td style="text-align: right;">187,857 千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 確定拠出年金拠出額</td> <td style="text-align: right;">306 千円</td> </tr> <tr> <td>(7) 特別退職金</td> <td style="text-align: right;"><u>8,428 千円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">196,591 千円</td> </tr> </table>	(1) 勤務費用	136,961 千円	(2) 利息費用	8,408 千円	(3) 期待運用収益	△2,537 千円	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599 千円	(5) 過去勤務債務	<u>40,425 千円</u>	小計	187,857 千円	(6) 確定拠出年金拠出額	306 千円	(7) 特別退職金	<u>8,428 千円</u>	合計	196,591 千円
(1) 勤務費用	118,345 千円																																
(2) 利息費用	8,065 千円																																
(3) 期待運用収益	△2,054 千円																																
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>12,940 千円</u>																																
退職給付費用	137,297 千円																																
(5) 特別退職金	<u>63,279 千円</u>																																
合計	200,576 千円																																
(1) 勤務費用	136,961 千円																																
(2) 利息費用	8,408 千円																																
(3) 期待運用収益	△2,537 千円																																
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	4,599 千円																																
(5) 過去勤務債務	<u>40,425 千円</u>																																
小計	187,857 千円																																
(6) 確定拠出年金拠出額	306 千円																																
(7) 特別退職金	<u>8,428 千円</u>																																
合計	196,591 千円																																
<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	<p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">(1) 割引率</td> <td style="text-align: right;">1.31%</td> </tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">0.58%</td> </tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">支給倍率基準</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td> <td style="text-align: right;">発生時一括処理</td> </tr> </table>	(1) 割引率	1.31%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理												
(1) 割引率	1.5%																																
(2) 期待運用収益率	0.58%																																
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																
(1) 割引率	1.31%																																
(2) 期待運用収益率	0.58%																																
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																

(税効果会計関係)

第 15 期 (平成 22 年 3 月 31 日)	第 16 期 (平成 23 年 3 月 31 日)
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払費用	未払費用
未払事業所税	未払事業所税
減価償却超過額	減価償却超過額
未払事業税	未払事業税
株式報酬費用	株式報酬費用
退職給付引当金	退職給付引当金
その他	賞与引当金
評価性引当額	その他
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 (単位：%)
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

(関連当事者との取引)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ユービーエスエイジー (ロンドン証券取引 所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.5億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、 運用受託業務及 びそれに関する 事務委託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬他 運用受託業務に關 する事務委託 人件費 賞与 経営指導料	2,924,077 4,410,965 29,936 60,681 109,604 8,870 14,591	預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払金 未払費用 預り金	221,451 253 3,242 52,054 143 57,361 64,031

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	ユー・ビー・エス証券会社	東京都千代田 区大手町	600億円	証券業	なし	運用受託業務 人件費の立替	運用受託報酬 人件費(受取)	13,543 34,957 466,505	未収入金 未収運用受託報酬 未払金 未払費用	23,454 5,492 12,534 144,895
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミン トン	1,283百万 米国ドル	サービス業	なし	人件費の立替	人件費	62	未払費用	2
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万米国ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費	4,235	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	運用受託業務	運用受託報酬	29,582	未収運用受託報酬	1,939
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万 オーストラリアドル	資産運用業	なし	運用受託業務及 び、それに関する 事務委託等 役員の兼任	その他営業収益 運用受託業務に 関する事務委託	177,366 151,800	その他未収収益 未払費用	24,975 57,312
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	資産運用業	なし	運用受託業務に 関する事務委託 役員の兼任	運用受託業務に 関する事務委託	421	-	-
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立替 運用受託業務に 関する事務委託 役員の兼任	人件費(受取) 運用受託業務に 関する事務委託他	24,834 26,951	未収入金 未払費用	1,713 7,748
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	93百万 英国ポンド	資産運用業	なし	運用受託業務及 び、それに関する 事務委託等	運用受託報酬他 その他未収収益	105,439 360,214	未収運用受託報酬 未払費用	32,825 7,959 81,381
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	109百万 英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費	6,613	未収入金	1,313
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米国ドル	資産運用業	なし	運用受託業務及 び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 運用受託業務に 関する事務委託 人件費	71,845 96,051 2,838	未収入金 その他未収収益 未払費用	307 49,277 27,418
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミン トン	10百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	454,218	その他未収収益	115,721
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	115,649	その他未収収益	19,361
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万 スイスフラン	資産運用業	なし	運用受託業務	運用受託報酬他	32,890	-	-

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

第16期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエスエイジー (ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイフラン	銀行、証券業務	(被所有)100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 その他営業収益 運用受託報酬 事務委託費 給料・手当 賞与 営業雑経費-その他	5,274,305 4,981,191 334,026 9,428 171,540 79,276 19,787 10,124	現金・預金 未収入金 その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	514,565 12,057 153,365 3,932 47,495

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業	なし	資産運用業務 人件費の立替	運用受託報酬 人件費(受取)	11,949 45,963	未収入金 未収運用受託報酬	132,611 5,004
	UBS Securities LLC	米国・ウィルミントン	22,205百万米ドル	サービス業	なし	人件費の立替	事務委託費 不動産賃借料	276,412 254,126	未払費用	227,983
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	9.3百万米ドル	資産運用業	なし	人件費の立替	給料・手当	132	-	-
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	18,043	未収運用受託報酬	611
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	164,224 271,073	その他未収収益 未払費用	9,743 86,409
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	4.0百万シンガポールドル	資産運用業	なし	人件費の立替 資産運用業務に関する事務委託	その他営業収益 人件費(受取) 事務委託費	3,666 21,767 38,862	その他未収収益 未払費用	3,666 24,098
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 運用受託報酬 事務委託費	32,254 77,805 424,335	その他未収収益 未収運用受託報酬 未払費用	15,223 25,553 221,711
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	151.4百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費(受取)	16,084	未収入金	2,773
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc	米国・シカゴ	1米ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費 給料・手当	347,918 170,328 48,596	その他未収収益 未払費用	108,209 72,535
	UBS Alternative and Quantitative Investment LLC	米国・ウィルミントン	10万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	583,691	その他未収収益	152,478
UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	437,687	その他未収収益	100,594	
UBS Fund Management Lux. SA	ルクセンブルグ	10百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	33,290	未収運用受託報酬	967	

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	198,926円60銭	1株当たり純資産額	194,200円33銭
1株当たり当期純利益	71,584円85銭	1株当たり当期純利益	66,773円73銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益(千円)	1,546,232	1,442,312
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,546,232	1,442,312
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	21,600	21,600

(重要な後発事象)

第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第16期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

1. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月30日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

上野 佐和子



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 志保



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 中間貸借対照表

期 別	注記 番号	第17期 中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
		内 訳	金 額 (千円)
(資 産 の 部)			
流 動 資 産			
現 金 ・ 預 金			4,281,358
未 収 入 金			17,303
前 払 費 用			20,459
未 収 委 託 者 報 酬			1,013,369
未 収 運 用 受 託 報 酬			487,125
そ の 他 未 収 収 益			609,225
繰 延 税 金 資 産			220,600
そ の 他			13,904
流 動 資 産 計			6,663,346
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			618,400
繰 延 税 金 資 産		573,400	
ゴ ル フ 会 員 権		45,000	
固 定 資 産 計			618,400
資 産 合 計			7,281,746

期 別		第17期 中間会計期間末 (平成23年9月30日)	
科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)
(負 債 の 部)			
流 動 負 債			
預 り 金			31,727
未 払 金			207
未 払 費 用			1,164,232
未 払 消 費 税			30,704
未 払 法 人 税 等			609,667
賞 与 引 当 金			383,513
そ の 他			3,782
流 動 負 債 計			2,223,835
固 定 負 債			
退 職 給 付 引 当 金			213,356
固 定 負 債 計			213,356
負 債 合 計			2,437,191
(純 資 産 の 部)			
株 主 資 本			
資 本 金			2,200,000
利 益 剰 余 金			2,644,555
利 益 準 備 金		550,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金		2,094,555	
繰 越 利 益 剰 余 金		2,094,555	
純 資 産 合 計			4,844,555
負 債 ・ 純 資 産 合 計			7,281,746

(2) 中間損益計算書

期 別	注記 番号	第17期 中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年9月30日	
		内 訳	金 額 (千円)
営業収益			
委託者報酬		4,408,358	
運用受託報酬		752,455	
その他営業収益		1,056,942	
営業収益計			6,217,756
営業費用			
支払手数料			2,151,449
広告宣伝費			60,198
調査費			37,826
営業雑経費			37,118
通信費		2,954	
印刷費		1,381	
協会費		9,944	
その他		22,837	
営業費用計			2,286,593
一般管理費			
給料			1,436,409
役員報酬		140,199	
給料・手当		874,330	
賞与		421,878	
交際費			20,234
旅費交通費			34,885
租税公課			18,873
不動産賃借料			138,212
退職給付費用			122,237
事務委託費			980,332
諸経費			38,970
一般管理費計			2,790,155
営業利益			1,141,008
営業外収益			
受取利息		241	
為替差益		26,727	
営業外収益計			26,969
経常利益			1,167,977
税引前中間純利益			1,167,977
法人税、住民税及び事業税			597,649
法人税等調整額			△ 79,500
中間純利益			649,828

(3) 中間株主資本等変動計算書

株主資本		第17期 中間会計期間 (自平成23年4月1日) (至平成23年9月30日)
資本金	当期首残高	2,200,000
	当中間期変動額	—
	当中間期末残高	2,200,000
利益剰余金		
利益準備金	当期首残高	550,000
	当中間期変動額	—
	当中間期末残高	550,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	1,444,727
	当中間期変動額	剰余金の配当 当中間純利益 649,828
	当中間期末残高	2,094,555
利益剰余金合計	当期首残高	1,994,727
	当中間期変動額	649,828
	当中間期末残高	2,644,555
株主資本合計	当期首残高	4,194,727
	当中間期変動額	649,828
	当中間期末残高	4,844,555
純資産合計	当期首残高	4,194,727
	当中間期変動額	649,828
	当中間期末残高	4,844,555

(重要な会計方針)

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

(追加情報)

第 17 期 中間会計期間

〔自 平成 23 年 4 月 1 日〕
〔至 平成 23 年 9 月 30 日〕

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) 及び 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日) を適用しております。

注 記 事 項

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 17 期 中間会計期間 (自 平成 23 年 4 月 1 日) (至 平成 23 年 9 月 30 日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600
2. 配当に関する事項				
配当金支払額				
該当はありません。				

(金融商品関係)

第 17 期 中間会計期間 (自 平成 23 年 4 月 1 日) (至 平成 23 年 9 月 30 日)			
1. 金融商品の時価等に関する事項			
平成 23 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。			
(単位:千円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,281,358	4,281,358	-
未収委託者報酬	1,013,369	1,013,369	-
未収運用受託報酬	487,125	487,125	-
その他未収収益	609,225	609,225	-
資 産 計	6,391,077	6,391,077	-
未払費用	1,164,232	1,164,232	-
未払法人税等	609,667	609,667	-
負 債 計	1,773,899	1,773,899	-
(注) 1. 金融商品の時価の算定方法			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。			

(セグメント情報)

第 17 期 中間会計期間

〔自 平成 23 年 4 月 1 日〕
〔至 平成 23 年 9 月 30 日〕

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

日本	米国	その他	合計
684,154 千円	608,943 千円	516,300 千円	1,809,397 千円

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、委託者報酬 4,408,358 千円については、制度上、顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBS グループ (*1)	1,125,243 千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(*1) UBS グループは、UBS AG (本店：スイスのバーゼルおよびチューリッヒ) を中心に、世界の主要な金融センターを含む 50 カ国で金融サービスを提供する金融グループです。

(1 株当たり情報)

第 17 期 中間会計期間	
〔自 平成 23 年 4 月 1 日〕 〔至 平成 23 年 9 月 30 日〕	
1 株当たり純資産額	224,284 円 97 銭
1 株当たり中間純利益金額	30,084 円 63 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	649,828 千円
普通株式に係る中間純利益	649,828 千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託
UBS コモディティ・ファンド
(UBS ブルームバーグ CMC I 連動型)

信託約款

追加型証券投資信託
UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型)
—運用の基本方針—

信託約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表す UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

UBS コモディティ・マザーファンド (以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の代表的商品市況を表す UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等 (商品指数連動債等) を中心に投資を行います。
 - ② UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数 (円換算ベース) ※をベンチマークとします。
 - ③ 投資成果をベンチマークである UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数 (円換算ベース) に概ね連動させるように運用を行います。
 - ④ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ⑤ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
 - ⑥ マザーファンド受益証券の組入れについては高位を維持することを基本とします。
 - ⑦ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ※ 「UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数 (円換算ベース)」は、UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数を委託会社において円換算したものです。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。) の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 投資信託証券 (マザーファンド受益証券を除きます。) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額 5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時 (毎年 12 月 5 日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。) に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益 (評価益を含みます。) 等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
UBS コモディティ・ファンド (UBS ブルームバーグ CMC I 連動型)
約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

- 第2条 委託者は、金10万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 委託者は受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成26年12月5日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

- 第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託および投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

(受益権の分割および再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については10万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

- 第10条 この信託のすべての受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信

託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍で、委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがつて契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものと、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ④ 前項の手数料の額（その減免も含まれます。）は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

- ⑤ 第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「海外市場の休業日」といいます。）と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付けは行いません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。また、投資対象国の各市場等の流動性等を勘案し、取得申込の受付を制限することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

(1) 特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (9) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
 - (10) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）
3. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
4. 金銭債権

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたUBSコモディティ・マザーファンド受益証券（以下、「マザーファンド」といいます）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
13. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券、第8号ならびに第13号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第8号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの性質を有するものおよび第10号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第9号および第10号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑥ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第26条において同じ。）、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
 - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
 - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式への投資制限)

- 第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資を指図しません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証

券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する「外国金融商品市場」をいいます。以下同じ。）におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマースナル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月6日から翌年12月5日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成21年12月7日までとします。

- ② 前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査報酬等)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ③ 第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用（消費税等に相当する金額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書の作成および印刷に係る費用
 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
 6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ④ 委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ⑤ 前項において監査報酬等および諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑥ 第2項および第3項において監査報酬等および諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。
- ⑦ 第1項に定める信託事務の処理に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の85の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

- ③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項においてみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をとします。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については第 43 条第 1 項に規定する支払開始日および第 43 条第 2 項に規定する交付開始前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第 45 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれず。
- ④ 一部解約金は、第 45 条第 1 項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6

営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- ⑤ 前各項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第45条 受益者は（委託者の指定する販売会社を含みます。）、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。
- ③ 委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ⑤ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第 4 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より 1 年経過後（平成 22 年 8 月 18 日以降）に信託契約の一部解約により純資産総額が 30 億円を下回ることになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い）

第49条 委託者は、事業の全部又は一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第46条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(信託期間の延長)

第53条 委託者は、信託期間の満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間の延長をすることができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第55条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第56条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 8 月 18 日

委託者 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社

UBS コモディティ・マザーファンド 信託約款《抜粋》

親投資信託
UBS コモディティ・マザーファンド
—運用の基本方針—

信託約款第 16 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表す UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数（円換算ベース）に概ね連動し、世界の商品市況を反映する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数に価格が連動するユーロ円建ての債券等（商品指数連動債等）に投資を行います。

(2) 投資態度

- ① 世界の代表的商品市況を表す UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数に価格が連動するユーロ円建て債券等（商品指数連動債等）を中心に投資を行います。
- ② UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数（円換算ベース）※をベンチマークとします。
- ③ 投資成果をベンチマークである UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
- ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数（円換算ベース）」は、UBS ブルームバーグ CMC I 総合指数を委託会社において円換算したものです。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとし、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑤ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。